

一般競争入札要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋港管理組合が発注する工事又は製造の請負に係る契約について、一般競争入札を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は1件につき設計金額が1千万円以上の工事とするものとする。ただし、工種、施工条件、施工上の技術的特性等特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(参加資格要件)

第3条 建設工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者は、次に掲げる資格要件を備えなければならない。

- (1) 名古屋港管理組合入札参加資格者名簿に登載されている者で、入札公告の日から落札決定までの間に名古屋港管理組合指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、対象工事の業種について建設業の許可を受け、かつ、営んでいること。
- (3) 名古屋港管理組合における入札参加資格の認定において、対象工事の業種に関し、認定された数値が一定の数値以上であること。
- (4) 対象工事に配置を予定する技術者が適正であること。
- (5) 対象工事と同種の工事について一定の施工実績を有すること。
- (6) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) その他、特に必要と認めるもの。

2 前項第3号から第5号までに規定する数値、資格及び施工実績の適否については、対象工事ごとに建設部長が別に定める。

3 入札参加資格者を特定建設工事共同企業体とする場合は、共同企業体取扱要領に基づき結成させるものとし、前2項の規定は、企業体の構成員となることができる者の要件に準用する。

(入札参加資格等の掲示等)

第4条 建設部長は、政令第167条の6及び名古屋港管理組合財務規則（昭和39年名古屋港管理組合規則第7号。以下「財務規則」という。）第134条の規定に基づき一般競争入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札に必要な事項を名古屋港管理組合建設

部管理課及び部内各事務所への掲示し、並びにインターネットにおいて掲載するものとする。

(一般競争入札参加資格確認申請書)

第5条 建設部長は、一般競争入札に参加を希望する者に対し、一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号。以下「確認申請書」という。)を提出させるものとする。

(資格の確認等)

第6条 建設部長は、前条による確認申請書が提出されたときは、名古屋港管理組合一般競争入札等審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮り、その資格を確認する。

2 前項の規定による確認は、確認申請書の提出期限の日をもって行うものとする。

3 審査委員会は、必要があると認めるときは、確認申請書を提出した者に対して説明を求めることができる。

(確認結果通知)

第7条 管理者は、第5条の規定により確認申請書を提出した者に対し、前条第1項の規定により資格を確認したときは、その結果を一般競争入札参加資格確認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(無資格者への理由の説明)

第8条 競争入札参加資格がないと認められた者は、前条に定める通知を受けた日の翌日から起算して2日(名古屋港管理組合の休日を定める条例(平成3年名古屋港管理組合条例第7号)第2条第1項に定める休日を含まない。)以内に、管理者に対して、書面(様式は自由。)により、無資格理由について説明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により無資格理由について説明を求められた場合は、原則として、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答しなければならない。

3 前項の回答は、原則として、審査委員会に諮り、行わなければならない。

(入札の執行)

第9条 建設部長は、入札の執行に先立ち、参加資格があることを確認した旨の通知書を入札参加者に提出させるものとする。

2 入札の執行回数は、3回を限度とする。(ただし、予定価格の事前公表をする入札は、入札の執行回数を1回とする。また、電子入札システムにより工事費内訳書を入札書に添付して提出するものとする。)

(秘密の保持)

第10条 提出された確認申請書及びその添付書類は、返還せず、また公表しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し必要な事項は、建設部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 一般競争入札要綱(平成8年4月1日)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。